

1 健全化判断比率について

財政健全化法で、地方公共団体は、次の健全化判断比率(4指標)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになっています。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率は、以下のとおりです。

いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比 率	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	— (-7.18)	— (-9.63)	9.7	60.2

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため—で表示します。

早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るために、次のことを行う必要があります。

- ・財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した財政健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・外部監査契約による監査

※ 健全化判断比率3指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るために、次のことを行う必要があります。

- ・財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・同意がない場合には、災害復旧事業など一部の起債を除き、起債の発行は不可能
- ・毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・外部監査契約による監査

(1) 実質赤字比率

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{4,643,456} \text{ 千円} = \boxed{- \%}$$

○一般会計等＝公営企業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療を除く会計(昭和町では、一般会計と湧水対策事業特別会計)

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○標準財政規模＝地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの
(※臨時財政対策債発行可能額を含む)

(2) 連結実質赤字比率

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{4,643,456} \text{ 千円} = \boxed{- \%}$$

連結実質赤字額	=	①	+	②	-	③	-	④
- 447,500		0		0		436,117		11,383

負の場合は0

- ① 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○標準財政規模＝地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

(※臨時財政対策債発行可能額を含む)

(3) 実質公債費比率

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に
対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

H23	9.54520%
-----	----------

$$= \frac{(554,310 + 387,685) - (22,006 + 527,072)}{4,643,456 - 527,072}$$

実質公債費比率 (3ヶ年平均)	9.7%
--------------------	------

	実質公債費比率(単年度)
平成21年度	8.88115
平成22年度	10.93822
平成23年度	9.54520

準元利償還金	=	①	+	②	+	③	+	④	+	⑤
387,685		0		338,533		49,152		0		0

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認めるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担費比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率 60.2%	=	$\frac{12,716,346 - (2,963,339 + 253,314 + 7,017,949)}{4,643,456 - 527,072}$
-----------------	---	------------------------------------------------------------------------------

将来負担額 12,716,346	=	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">① 7,161,990</td></tr> </table>	① 7,161,990	+	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">② 0</td></tr> </table>	② 0	+	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">③ 5,200,333</td></tr> </table>	③ 5,200,333	+	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">④ 128,246</td></tr> </table>	④ 128,246	+	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">⑤ 225,777</td></tr> </table>	⑤ 225,777
① 7,161,990															
② 0															
③ 5,200,333															
④ 128,246															
⑤ 225,777															
				+	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">⑥ 0</td></tr> </table>	⑥ 0	+	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">⑦ 0</td></tr> </table>	⑦ 0	+	<table border="1"> <tr><td style="background-color: #ADD8E6;">⑧ 0</td></tr> </table>	⑧ 0			
⑥ 0															
⑦ 0															
⑧ 0															

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- ① 地方債の償還額等充当することができる地方自治法第241条の基金
- ② 地方債の償還額等に充当可能な特定な歳入
- ③ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額